

別紙

1 開会

事務局

ただ今から、第222回宮城県個人情報保護審査会を開会します。本日も委員5人全員の御出席をいただいておりますので、条例に定める定足数を充たしており、会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第50条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 個人情報保護条例の改正について〔公開〕

佐々木会長
事務局

それでは、条例改正について事務局の方から改正方針について説明願います。

個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護条例の改正について、昨年11月の審査会において説明をさせていただいております。先月、パーソナルデータ検討会での最終的な報告書が発表されましたので、前回までの説明内容の確認とパーソナルデータ検討会報告書の概要、今後の予定について御説明をさせていただきます。

まず初めに、11月時点での個人情報保護条例の改正方針について、だいぶ期間が経過いたしましたので、再度確認をさせていただきます。

改正方針といたしましては、個人情報保護法の改正内容と合わせて、4点の改正を予定しておりました。

1点目が個人情報の定義の明確化です。個人情報の定義として個人識別符号が対象となることを明確化するものです。

2点目として、要配慮個人情報の規定の新設です。要配慮個人情報として、「人種・信条・社会的身分・病歴・前科前歴・犯罪被害者情報・その他政令で定めるもの」の規定が新設されました。要配慮個人情報への対応については、3案を提示させていただいており、今後の庁内調査などを実施して影響について調査をしていくものとしておりました。1つ目が要配慮個人情報11項目（法律6+政令5）を全て収集制限情報とする。2つ目が収集制限情報を廃止し、要配慮個人情報に一本化する。3つ目が収集制限情報と要配慮個人情報の2区分として対応するものであります。

3点目といたしまして、非識別加工情報の規定の新設と目的規定の変更です。非識別加工情報の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進するものです。こちらについては、国等の実施状況を注視した上で、今後、仕組整備の要否等を判断するものとしておりました。

4点目といたしまして、小規模取扱事業者への対応です。個人情報の数が5,000人以下である事業者を規制の対象外とする規定がなくなりました。これについては、条例において重複する規定は削除し、整合性を図るものとしておりました。

次に、パーソナルデータ検討会報告書の概要についてです。お配りしております地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書概要を御覧下さい。

時間が経過しておりますので、再度検討会の趣旨について御説明させていただきます。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会として設置されたものとなります。

報告書における基本的な考え方としましては、地方公共団体においては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正等の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要であるものとされております。

次に、個人情報保護条例の見直しの方向性についてですが、(1)の個人情報の定義の明確化ですが、個人情報の定義について、事業者からは「個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さ」を理由に、パーソナルデータの利活用を躊躇せざるを得ないとの指摘がされており、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、個人情報保護法における個人情報の定義が改正され、政令で定める指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情

報に該当することが明確化されたところであります。

個人情報の定義を明確化することは地方公共団体及び住民にもメリットがあると考えられるため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当であるとの報告がされております。また、個人識別符号の定義についても、個人情報保護条例においても、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当であるとの報告がされております。

次に、要配慮個人情報についてですが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられると報告されております。個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当であるものとされております。

また、要配慮個人情報の収集制限につきましても、収集制限を行う情報の範囲（現在、収集制限を行っているセンシティブ情報にとどめるなど）を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特性に応じて適切に判断されるべきであるとされております。

最後に、非識別加工情報の仕組みの導入についてですが、官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくため、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入することが適当であるとされております。また、非識別加工情報の仕組みを導入する目的が官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことであることに鑑み、民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報・非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが望ましく、なお、非識別加工情報を事業者に提供する今回の仕組みは、個人情報の利活用を図るものであることから、既に制定されている個人情報保護条例の改正で対応するほか、新たな条例を制定することも考えられるとしております。なお、詳しい報告につきましては、別添の報告書を御覧いただければと思います。

最後に、今後の予定ですが、11月に改正方針を説明させていただきました後で、庁内の要配慮個人情報の収集状況について調査を実施いたしました。対象事務数が、約1,300事務ありまして、そのうち要配慮個人情報を収集している事務が300程度。うち、法令の定めがなく収集している事務が106事務となっております。

パーソナルデータ検討会報告書の最終報告も発表されましたので、今後、実施機関と収集制限についての意見聴取などを行いながら、改正の方向性を最終的に確定していきたいと思っております。以上が条例改正についての、現時点での状況報告となります。

事務局

補足ですが、昨年11月の審査会で御説明をさせていただきました。その後に個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の施行日が昨年の末頃に今年の5月30日に決まりました。パーソナルデータ検討会の報告書や各種施行令、国の事務取扱の情報収集に努めてきたところですが、国の施行令がわかったのが2月頃。パーソナルデータ検討会の報告書も先月公表されたところであります。必要な情報が集まらないもどかしさがあったところですが、今後は、報告書の内容も踏まえての条例の改正に向けて具体的な作業を開始して行きたいと思っております。なお、要配慮の部分も含めて大きな改正になります。個人情報の定義や要配慮個人情報の概念が追加されるなど大きなものとなります。庁内の周知も大変かと思っております。その辺りを含めて改正内容を理解していただきながら進めて行きたいと思っております。

佐々木会長

ありがとうございました。委員の皆様の方から質問や意見はありますか。私の方からよろしいでしょうか。確認になりますが、大きな改正方針として、要配慮個人情報については、改正方針のイロハの3つがありますが、全て収集制限情報とするのか、収集制限情報と要配慮個人情報の2区分で対応するののかのどちらかの方向性で検討しているということでしょうか。

事務局 イかハでの改正を検討しております。さきほどの資料にありました収集状況概要で調査したもので状況を御説明しましたが、イの案をとった場合には、106事務が現段階では例外に該当しておりませんので、事務を継続するためには審査会へ意見を聴く必要があるものになります。イの案とした場合には、審査会へ諮る事案もかなりの数があると思います。ハであれば、現在収集制限しているものと要配慮との2区分で行っていくものになります。

佐々木会長 11月時点の改正案では、改正方針のイであれば審査会の意見を聴く必要がある。現在把握しているだけでも106事務あると。イを採用すると例外に該当しない場合には、審査会の意見を聴く必要があるので、イを採用するのであれば、審査会の審議を早めていかないと事務の停滞などが考えられますかね。

事務局 相談業務や生徒指導業務など類型化できるものを類型化すれば実数は少なくなると思います。ただし、類型化できないものもあると思います。現段階では、どの程度になるか見通せない状況です。

佐々木会長 作業の今後の見通しはどうでしょうか。具体的な改正方針はいつ頃決まりそうでしょうか。

事務局 今後のスケジュールといたしましては、7月上旬に各主管課向けの説明会を実施いたします。その後に実施機関への調査などを改めて実施いたしまして、9月上旬の審査会で改正方針等についてご報告できればと思っております。

佐々木会長 委員の先生方で御質問ございませんでしょうか。

佐々木会長 【各委員から特に質疑なし。】
よろしいでしょうか。9月を目途に検討いただいた内容を報告いただいて、改めて審議するということといたします。